

(案)

資料 2

1 練 緑 委 第 号
令和 2 年 3 月 日

練馬区長 前川 燿男 様

練馬区緑化委員会
会長 金子 忠一

保護樹林制度の見直しについて（意見）

昭和 53 年度に創設された練馬区の保護樹林制度は、平成 26 年度の条例改正により支援内容が大きく充実され、樹林所有者の負担軽減において大きな役割を担っています。

一方、保護樹林の指定および解除は、年数回開催の当委員会に諮問するために申請から決定まで数か月を要しており、相続等で解除申請される樹林所有者にとって大きな負担となっています。

練馬のみどりを未来へつなぐためには、樹林所有者が利用しやすい保護樹林制度としていくことが必要と思われまますので、練馬区みどりを育む条例第 10 条第 2 項に基づいて以下のとおり意見書を提出いたします。

意 見 書

- 1 保護樹林の指定および解除は、保護樹木制度と同様に、当委員会への報告事項として改め、申請から決定までの期間短縮を図られたい。
- 2 保護樹林、保護樹木、ねりまの名木の解除の手続きについて、区から所有者に必要な助言・指導を行う期間を確保するため、具体的に日数を定めて事前申請の徹底を図られたい。